

合同会社だいそう 貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 合同会社だいそう（以下「甲」と表記）はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」と表記）を借受人（以下「乙」と表記）に貸渡すものとし、乙はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については法令または慣習法によるものとします。
- 2 甲は、約款の趣旨、法令、行政通達、慣習法に反しない範囲で特約に応ずる事があります。特約は約款に優先するものとします。

第2章 貸渡

第2条（貸渡契約の締結）

- 1 乙はあらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、並びにその他の借受条件（以下「借受条件」と表記）を明示し、甲は約款、帳票により貸渡条件を明示してレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」と表記）を締結するものとします。ただし乙もしくは運転者が3条1項および2項の各号に該当する場合を除きます。
- 2 甲は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第8条1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類、運転免許証番号を記載し、運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、乙または乙の指定する運転者（以下「運転者」と表記）に対し、運転免許証の提示を求めます。甲が必要と認める場合は乙または運転者の運転免許証の写しを提出するものとします。
* 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅138号 平成7年6月13日）の2.（10）（11）をいいます。
* 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
- 3 甲は、貸渡契約に締結にあたり、乙または運転者に携帯電話番号の告知を求めるものとします。
- 4 甲は、貸渡契約にあたり、乙に対して現金による支払いを求め、またはその他の支払方法を指定することがあります。

第3条（貸渡契約の締結の拒絶）

- 1 乙または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は貸渡契約を締結することができないものとします。
 - （1）貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - （2）酒気を帯びていると認められるとき。
 - （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき、
 - （4）チャイルドシートがないにも関わらず、6歳未満の幼児を同乗させるとき
 - （5）暴力団、暴力団関係団体の構成員、関係者、並びにその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 乙または運転者が次の各号に該当する場合は、貸渡契約に締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 過去の貸渡において第11条の各号に掲げる行為があったとき。
 - (2) 過去の貸渡において第12条第7項または15条1項に掲げる行為があった時
 - (3) 過去の貸渡において貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき
 - (4) その他甲が不相当と認めたとき。
- 3 前2項の場合、甲と乙の間に既に貸渡契約が成立していたときは、乙の都合による取消しがあったものとして取扱い、乙は直ちにレンタカーを返却し、レンタカー借受け日から貸渡契約取消日までの料金を支払うものとします。

第4条（貸渡契約の成立）

- 1 貸渡契約は、乙が貸渡契約書に署名し、甲が乙にレンタカーを引渡した時に成立するものとします。
- 2 前項の引渡しは第2条第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとします。

第5条（貸渡料金）

- 1 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、甲はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 免責補償料
 - (3) 特別装備料
 - (4) ワンウェイ料金
 - (5) 燃料代
 - (6) 配車引取料
 - (7) その他料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長（兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ）に届け出実施している料金によるものとします。
- 3 第2条による貸渡契約の締結後、甲が貸渡料金を改定したときは、当該料金のいずれか低い貸渡料金を適用するものとします。

第6条（借受条件の変更）

乙は、貸渡契約の締結後、第2条1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならないものとします。ただし借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、甲はその変更を承諾しないことがあります。

第7条（点検整備および確認）

- 1 甲は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
- 2 乙または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検票に基づく車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないこと、借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 3 甲は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第8条（貸渡証の交付、携行等）

- 1 甲は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を乙または運転者に交付するものとします。
- 2 乙または運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 3 乙または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を甲に通知するものとします。
- 4 乙または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第3章 使用

第9条（借受人の管理責任）

1 乙または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから甲に返還するまでの間（以下「使用中」と表記）、善管注意義務をもってレンタカーを使用、保管するものとします。

第10条（日常点検整備）

1 乙または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第11条（禁止行為）

- 1 乙または運転者は、使用中に以下の行為をしてはならないものとします。
- （1）甲の承諾および道路運送法に基づく許可を受けることなくレンタカーを自動運送業またはこれに類する目的に使用すること
 - （2）レンタカーを所定の用途意外に使用し、または第2条第2項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
 - （3）レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の甲の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - （4）レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。
 - （5）甲の承諾をうけることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - （6）法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - （7）甲の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
 - （8）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

第12条（違法駐車の場合の措置等）

- 1 乙または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとします。
- 2 甲は、警察からのレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、乙または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、または引取り、レンタカーの借受期間満了時または甲の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反の処理をするように指示するものとし、乙または運転者は、これに従うものとします。なお甲は、レンタカーが警察により移動された場合には、甲の判断により、自らレンタカーを警察にから引取る場合があります。
- 3 甲は前項の指示を行ったときは、乙または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収書等により確認するものとします。違反処理が確認できない場合には、処理されるまで乙または運転者に対して前項の指示を行うものとします。また甲は乙または運転者に対して、放置駐車違反をした事実並びに警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の甲所定の文書（以下「自認書」と表記）に自ら署名することを求め、乙または運転者はこれに従うものとします。
- 4 甲が必要と認めた場合は、甲は警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により、乙または運転者に対する違法駐車に係る責任追及に協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書および自認書、並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、乙または運

転者はこれに同意するものとします。

5 甲が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは乙または運転者の探索に要した費用および車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、甲は乙または運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」と表記）を請求するものとします。この場合、乙または運転者は、甲が指定する期日までに駐車違反関係費用を甲に支払うものとします。

（1）駐車違反金相当額（2）甲が別に定める駐車違反違約金（3）探索および車両の移動、保管、引取等に要した費用

6 第1項の規定により乙または運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該乙または運転者が第2項および第3項に基づく甲の求めに応じないときは、甲は第5項に定める駐車違反関係費用に充当するものとして当該乙または運転者から、甲が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」と表記）を申し受けることができるものとします。

7 前項に基づき乙または運転者が駐車違反金を甲に支払った後、乙または運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付、または公訴を提訴された等により、放置違反金納付命令が取り消され、甲が放置違反金の還付を受けたときは、甲はすでに支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを乙または運転者に返還するものとします。

第4章 返還

第13条（返還責任）

1 乙または運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において甲に返還するものとします。

2 乙または運転者が前項に違反したときは、甲に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3 乙または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに甲に連絡し、甲の指示に従うものとします。この場合、甲に生ずる損害について責を負わないものとします。

第14条（返還時の確認）

1 乙または運転者は、甲の立ち会いおよび甲の所定の方法をもとにレンタカーおよび備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 乙または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に乙または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、甲はレンタカーの返還後、遺留品の保管において一切の責を負わないものとします。

第15条（返還されなかった場合の措置）

1 甲は乙または運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、甲の返還請求に応じないとき、または乙の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

2 前項の場合、甲はレンタカーの所在を確認するため、乙または運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムに作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、乙または運転者は、第20条の定めにより甲に与えた損害について賠償する連帯責任を負うほか、レンタカーの回収および乙または運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第16条（故障発見時の措置）

乙または運転者は、使用中にレンタカーの異常または故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、甲に報告をし、その指示に従うものとします。

第17条（事故発生時の措置）

1 乙または運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに事故の状況を甲へ連絡し、その指示に従うものとします。

（2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、甲が認めた場合を除き、甲の指定する工場で行うこと。

（3）事故の関し甲および甲が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

（4）事故に関し相手方と示談そのた合意をするときは、事前に甲の承諾を受けること。

2 乙または運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決を行うものとします。

3 甲は、乙または運転者のために事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第18条（盗難発生時の措置）

乙または運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄の警察に通報すること。

（2）直ちに被害状況等を甲に報告し、甲の指示に従うこと。

（3）盗難その他の損害に関し甲および甲が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第19条（使用不能による貸渡契約の終了）

1 使用中において故障、事故、盗難その他事由（以下「故障等」と表記）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2 乙または運転者は前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理に関する等に要する費用を負担するものとします。ただし故障等が第3項にさだめる事由による場合はこの限りではないものとします。

3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、乙は甲から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。

4 乙が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、貸渡契約は終了するものとします。なお甲が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 乙または運転者は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について甲に対し、いかなる請求もできないものとします。

第5章 賠償および補償

第20条（賠償および営業補償）

1 乙または運転者が借受けたレンタカーの使用中に第三者または甲に損害を与えたときは、乙または運転者はその損害を賠償するものとします。ただし、甲の責に帰すべき事由を除きます。

2 前項の甲の損害のうち、事故、盗難、乙または運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの破損、汚損、臭気等により甲がそのレンタカーを利用できないことによる損害について

対する金銭債務といつでも相殺できるものとします。

第26条（消費税）

乙は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を甲に支払うものとします

第27条（遅延損害金）

乙または運転者および甲は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第28条（細則）

1 甲は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 甲は、別に細則を定めたときは、甲の営業店舗に提示するとともに、甲の発行する書類に記載するとします。これを変更した場合も同様とします。

第29条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じた時は、訴額のいかんにかかわらず甲の本店の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

令和5年5月1日から施行します。